

6月教育委員会会議録

日時：令和8年6月10日（水） 午前10時

場所：山口県教育庁教育委員会室

（公開）

教 育 長	それでは、ただいまより令和8年6月の教育委員会会議を開催いたします。 なお、伊藤委員は所用のため、欠席されていますので、報告いたします。 最初に本日の署名委員の指名を行います。 和泉委員、藤田委員よろしくお願いします。
教 育 長	それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、報告事項第2号、報告事項第3号、協議事項1は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。
全 委 員	承認
教 育 長	それでは、報告事項第2号、報告事項第3号、協議事項第1号については非公開で審議することといたします。 議案の審議に入りたいと思います。議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第1号、令和8年度山口県一般会計補正予算（第1号）についての意見の申出について御説明します。 資料4ページ、令和8年度6月補正予算案の概要を御覧ください。 まず、山口県公立高等学校教育改革促進基金積立金では、国庫支出金を原資として、山口県公立高等学校教育改革促進基金に、基金の積み立てを行います。 次に、高校教育改革拠点創出事業では、この基金を活用し、国の高校教育改革に関する基本方針に沿った改革先導拠点を創出するための経費を計上しています。 具体的には、国が示した3つの類型。アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、理数系人材育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に沿って、最先端実習設備の整備や遠隔教育の実施に向けた同時双方向配信設備の整備などに取り組むこととしています。 この結果、6月補正額は、2事業で合わせて72億5,201万円となります。この補正予算（第1号）につきまして、県議会への議案提出に先立つ知事の意見照会に対し、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものです。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

和 泉 委 員	御説明ありがとうございます。いろいろ補正組んでいただいて、教育の充実に資する予算ということで大変ありがたく思っております。1つ伺いさせていただきたいんですが、県の高校改革推進基金積立金の積み増しですが、この用途とか、今後の使用とかどういったことが想定されているわけでしょうか。
教育政策課長	今回積み立てを行います基金62億円ですが、これは今、国の方に現在申請しております国の交付金を県の基金として積み立てるものになります。 今回も計上しております高校教育改革拠点創出事業で10億円計上していますが、こういった形で支出事業を組み、この基金を財源として、1度取り崩して、歳出事業に充てるという形で支出をしてまいります。この基金の積み立ての国の交付金が、基本的には10年度末までに執行するというようになっておりますので、現在11億円程度の予算を計上していますが、3年間で使用することになっておりまして、今回計上しているものを含めて、トータルで62億円としておりますけれども、この基金を全て取り崩して活用していくということで想定しております。
和 泉 委 員	ありがとうございます。かなりの額と思いますので、中長期的な視野にも立って有効に活用していただきますよう、よろしくお願いいたします。
教 育 長	議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第1号を承認いたします。 続いて議案第2号について、引き続き、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第2号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。資料10ページを御覧ください。 「1 改正の趣旨」です。令和8年4月、国において人事院規則が改正され、災害応急作業等手当の額が引き上げられたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。 「2 改正の内容」についてです。災害応急作業等手当について、上限額を1,440円に改正するほか、関係行政機関等との連絡調整に係る深夜の加算措置を新設する等の所要の改正を行います。 「3 施行期日」は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用することとしています。 以上のとおり、改正条例の制定について、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し上げますので、報告し、承認をいただきたく、お諮りするものです。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長	ただいま教育政策課から議案第 2 号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。 議案第 2 号について、承認することとしてよろしいか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第 2 号を承認いたします。 続いて議案第 3 号について、引き続き、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第 3 号、一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。19 ページを御覧ください。 「1 改正の趣旨」です。国家公務員等の旅費支給規程の改正にあわせて、令和 8 年 4 月 1 日から、都道府県ごとの宿泊費基準額が実勢価格等を踏まえて見直されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。 「2 改正の内容」のうち、教育委員会に関係する内容としては、 （1）一般職の職員等の旅費に関する条例別表で定めている宿泊費基準額及び宿泊手当の額について、県規則で定めるよう改正します。 「3 施行期日」は、令和 8 年 8 月 1 日としています。 以上のとおり、改正条例の制定について、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認をいただきたく、お諮りするものです。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第 3 号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。 議案第 3 号について、承認することとしてよろしいか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第 3 号を承認いたします。 続いて、議案第 4 号と議案第 5 号について、まとめて教育情報化推進室から説明をお願いします。
教育情報化推進室次長	議案第 4 号及び第 5 号「物品の買入れについて」の意見の申出について、御説明します。 まず、議案第 4 号についてです。資料 37 ページを御覧ください。買入れ物品の概要ですが、県立特別支援学校小中学部の学習者用タブレット端末 1, 350 台を更新するものです。この物品購入に関しましては、去る 5 月 18 日に「6」にございます 1 社の参加により、一般競争入札を行いました。 その結果、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社山口支社が消費税を含めまして、8, 494 万 2, 000 円で落札し

	ましたので、納入期限を令和9年2月26日といたしまして、同社と買入れ契約を締結するものです。 次に、議案第5号についてです。資料41ページを御覧ください。 買入れ物品の概要ですが、今年度から2年かけて更新を予定している県立学校の教職員用タブレットパソコンについて、1,785台を更新するものです。この物品の購入に関しましても、同じく5月18日「6」にございます2社の参加により、一般競争入札を行いました。 その結果、株式会社大塚商会広島支店が消費税を含めまして、3億9,230万7,300円で落札しましたので、納入期限を令和9年2月26日といたしまして、同社と買入れ契約を締結するものです。 これら契約の締結につきましては、予定価格が7,000万円以上の動産の買入れでありまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、県議会に付議すべき議案でございます。 県議会への議案提出に先立ちまして、知事から意見照会があり、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認をいただきたくお諮りするものです。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいま、教育情報化推進室から議案第4号と議案第5号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
和 泉 委 員	御説明ありがとうございます。第4号の方が支援学校の小中学部の児童生徒さん用のものとして、納入場所の岩国総合支援学校ほか11箇所というのは県内の全ての総合支援学校ということでしょうか。
教育情報化推進室次長	県内の全ての特別支援学校の小中学部という形になります。
和 泉 委 員	同じく教職員用の第5号ですけども、岩国高校ほか69箇所、これは県内の県立高校、中等学校も含めてで、よろしかったでしょうか。
教育情報化推進室次長	全ての県立高校と特別支援学校、下関中等教育学校、高森みどり中学校を予定しております。
和 泉 委 員	ありがとうございます。こうやっていろいろと手当していただくと現場も非常に助かるのかなと思っておりますが、この数ですが、支援学校の方が1,350台、教職員用の方が1,785台ということになっていきますが、この数はどういう積算になるのでしょうか。
教育情報化推進室次長	まず、学習者用タブレット、特別支援学校の小中学部のものに関しては、今年度必要な台数は全て確保できております。また、教職員用タブレット端末に関しては、今後2年間、今年度と来年度にかけて整備をする予定にしております。

和 泉 委 員	ぜひ積極的な支援の方をよろしく願いいたしたいと思います。ありがとうございました。
教 育 長	議案第４号と議案第５号について承認することとしてよろしいか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第４号と議案第５号を承認いたします。 続いて、議案第７号について、学校安全・体育課から説明をお願いします。
学校安全・体育課長	山口県部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関するガイドラインについて御説明させていただきます。 資料１、４２ページ４３ページには、概要を、また協議事項７号、別冊資料２、本文案と別冊資料案、国ガイドラインとの対照表を掲載しております。 これからの説明は、資料１、４２、４３ページの概要をご覧くださいけたらと思います。 本県におきまして、令和５年１０月に、地域クラブ活動のあり方等に関する方針を策定し、市町等と連携しながら、中学校における部活動の地域展開を進めておりますが、昨年１２月に国において、部活動改革に係る新たなガイドラインが作成されることを受け、県においても新たなガイドラインを策定することといたしました。 新たなガイドラインの策定に向け、昨年３月に、部活動改革の主体となる市町にアンケートを行ったところ、国の新たなガイドラインに具体的内容が示されていることから、県ガイドラインの基本的な内容は、当該内容に沿った形でということの意見を多数いただきました。 県のガイドラインにつきましては、国のガイドラインをベースとしつつ、各審議会等での意見を反映し、策定することとしております。 次に構成についてですが、当ガイドラインは、本体と別冊資料からなり、本体は部活動改革の基本的な考え方、方向性や、地域クラブ活動のあり方及び認定制度など６項目で構成されています。なお、地域クラブ活動に関する認定制度や教師人事の評価、高校入試に関する取り扱いについては、このたびの国のガイドラインで新たに加えられた内容となりますので、四角囲みで新と記載しております。また、別冊資料については、地域クラブ活動に関する認定制度及び認定地域クラブ活動の指導者登録制度について、詳細を記載しています。 次に、現行の県方針及び国の新たなガイドラインから変更した内容についてです。 まず、現行の経営方針からの変更点については、国のガイドラインの変更点を踏まえ、同様の変更を行っています。具体的には、「Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性」に記載しているとおり、取り組みの名称を地域移行から「地域展開」に、改革の方向性として、令和８年度から令和１３年度の６年間を「改革実行期間」とし、休日の部活動については、令和１３年度までに原則すべての部活動の地域展開の実現を目指すこと。また、「Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」に記載しているとおり、競技力向上を主目的としたチーム等

	々の区別や質の担保のため、市町等による認定制度を導入したことがあります。 次に、国のガイドラインからの変更点については、県スポーツ審議会での意見を反映したものと、現行の本県の部活動方針を踏まえたものがあり、具体的には、「Ⅲ 地域展開の円滑な推進にあたっての対応」の「2 各種課題への対応」において、指導者の確保、移動手段の確保、リスク管理と事故防止について、本県の状況を踏まえた内容を加筆しております。 なお、国のガイドラインが公表された後に、部活動引率時における事故が発生しており、今後国において安全に係る通知等が示される可能性があることから、その内容を適宜加え、より安全安心な地域クラブ活動や、学校部活動の運営に繋がるようなガイドラインにしたいと考えております。 また、学校部活動については、「Ⅳ 学校部活動のあり方」の「3 適切な活動時間・休養日等の設定」において、高等学校においては、中学校教育等の基盤の上に多様な教育が行われるという点を踏まえまして、現行の県部活動方針と同様に、中学校と高等学校を区分して示しております。 最後に、この素案につきましては、今後、本教育委員会会議や文教警察委員会、パブリックコメント、スポーツや文化の審議会等での御意見をいただきながら検討を深め、9月には最終案をお示ししたいと考えております。 以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいま学校安全・体育課から議案第7号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
木 阪 委 員	説明ありがとうございました。質問というわけではないのですが、今回地域展開という表現になっておりまして、ちょっと前までの移行というところから展開ということで、それまではどちらかという、地域の方にお任せっていう意味合いも強かったかもしれませんが、展開ということで、いわゆる各地域が自分ごととしてとらえていく、次のステージに入ったのかなというふうにも思っています。 あとは、進捗状況は各市町によってまちまちで、必ずしも人口がたくさんいらっしゃる市が進んでいるわけでもなく、少ない市町が遅れているわけでもないっていう事情もあるようなので、その辺のところは各地域全て同じレベルとはいかないまでも、極力時間をかけないで、そこの地域の熱量事情はあると思いますが、極力そういった同じレベルに持っていけるように、御指導、御指示をいただけるようお願いできればと思います。
学校安全・体育課長	御意見ありがとうございます。県としての役割としてしっかりした方向性を示すとともに、それぞれの市町への支援、これについても、十分にやっていきたいと思っております。何より県内全ての中学生が幸せに繋がるようにといった取り組みに進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

和 泉 委 員	御説明ありがとうございます。学校地域によって、様々な事情等もございますので、きめ細かな配慮支援が必要かなというふうに思っております。また大変でしょうけども、どうぞ引き続きよろしく御検討いただければと思います。 私の方から3点ほど確認させていただければと思うんですが、1点目はこのガイドラインは、主な対象は公立の中学校等とあって、小学校は接続を意識しながらやれるところは、高校も、それぞれの多様な高校の状況等を配慮しながらということかと思いますが、43ページの、「Ⅳ 学校部活動の在り方」の3の四角の中ですが、高等学校の休養日は、「原則、週当たり2日以上」というように明記されているわけですが、高等学校の受けとめ方としては、これは義務になるんでしょうかということがまず1点。 「Ⅵ 関連する制度の在り方」で新規が2つありまして、「教師の人事における学校部活動の指導力の評価等」とあります。部活動が移行する中での指導力の評価というのは、イメージがあんまりよく分からないのですが、こういった方向性になるのかというのが2点目。 3点目は、入学者選抜のもと、「3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い」ということで、特に山口県が去年から始めた特色入試、中学生の自己推薦のときに聞いた話なんですけど、地域のクラブとか、地域で活動しているけど、なかなかそれが証明できないとかですね。そんな話もちらっと聞いたりはしたんですが、この辺りの取扱いに関する方向性があれば、ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。
学校安全・体育課長	御質問ありがとうございます。 まず、1点目、高校側の部活動の休養日等の受け止めでございますが、これまでも、本県では高等学校の部活動の在り方に関する方針を出しておりまして、その時間数と同じものになっております。 中学校と違うのは、やはり中学校と体力的なものも含めてであります。中学校の設定自体がスポーツ医科学等のそういった知見も含めて設定されておりますので、引き続き本県の方針と同じような時間体の休養日を設けて設定をしており、高校としてはこれまでどおりという受け止めであろうかと思っております。 2点目ですが、教職員の評価については、中学校によっては部活動にかかわらない先生も出てくるところが想定されておられ、国の方で想定されていると考えておりますので、そういったもので、過度な部活動に関することだけの評価に繋がらないようにという意味合いで受け止めております。 3番目の御質問については、入学者選抜については、当然、今までは学校の部活動として学校がしっかりとその把握があったかと思いますが、その子どもたちの活動内容について、しっかりと地域クラブと連携して、子供たちに入試に関して適切に対応できるようにということで、ガイドラインの方にも、作成の意図があらうかと思えます。
和 泉 委 員	ありがとうございました。バスの事故等もありますし、様々な課題があると思いますが、またきめ細かな御議論をいただいて、円滑な地域展開が各市町で行われますよう、御支援のほどお願いいたします。

教 育 長	それでは、議案第 7 号について、承認することとしてよろしいか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第 7 号を承認いたします。
教 育 長	それでは、報告事項 1 について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	令和 8 年度、山口県文化財専門員の採用選考試験の実施について、御報告します。資料 1 の 4 4 ページを御覧ください。 このたびの採用選考試験は、埋蔵文化財の保護活用や、出土した考古資料に係る調査研究、展示等に当たる専門職員を確保するため、実施するもので、令和 9 年 4 月 1 日付で 1 名程度を採用することとしています。応募資格は、次の 3 点すべてに該当するものとなります。 1 点目に、昭和 5 2 年 4 月 2 日以降に生まれた 5 0 歳未満の者。 2 点目に、大学や大学院で考古学や文化財学を学び、大学院の修士課程を修了した者、または同等の研究経験、実務経験を有する者。 3 点目に、学芸員の資格を有しているか、令和 9 年 3 月 3 1 日までに有する見込みである者です。 応募期間は 6 月 1 2 日金曜日から 7 月 3 0 日木曜日までの約 1 ヶ月半としています。1 次選考 2 次選考を経て、1 0 月下旬に合格者を発表することとしており、人物重視の選考を行ってまいります。 なお、4 5 ページ以降に掲載しています。募集案内は、6 月 1 1 日に報道機関に配布するとともに、県の W e b ページ等に掲載します。あわせて、全国の都道府県教育委員会をはじめ、大学や大学院の高校学科等、関係機関に送付し、広く周知を図ることとしています。 以上、御報告申し上げます。
教 育 長	ただいま教育政策課から報告事項 1 について説明がありましたが、意見、質問はありますか。 それでは、報告事項 1 については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項 4 について、全国高総文祭推進室から説明をお願いします。
全国高総文祭推進室次長	令和 1 0 年に予定されています、第 5 2 回全国高等学校総合文化祭の開催が山口県に決定しました。 本県での開催は、昭和 5 8 年の第 7 回大会以来 4 5 年ぶり 2 回目となります。開催の決定を受けまして、今後の大会の準備を円滑に進めるため、昨日 6 月 9 日に推進組織である、実行委員会の設立会を山口県健康づくりセンターにて開催しました。実行委員会には、名誉会長の知事をはじめ、県内市長、町長などの方々にも委員として御参画いただいています。 資料の 5 6 ページを御覧ください。こちらが実行委員会の組織図となります。企画運営委員会は、実施計画の策定や運営に関する事項の決定を行う組織です。その下に、生徒で組織する委員会や、教員や関

	連機関の担当で組織する各種委員会が有機的に連絡調整を図りながら、大会を形づくっていきます。 続きまして５７ページを御覧ください。実行委員会の役員及び委員の一覧となります。 ５８ページ及び５９ページを御覧ください。開催部門及び開催会場を掲載しております。 それでは、５５ページにお戻りください。３番には、令和８年度の主な取り組みをお示ししています。実行委員会の組織である、企画運営委員会の開催、５００日前のイベントをはじめとする様々な広報活動の実施、今年開催される、秋田大会及び石川プレ大会の視察、開会行事や各部門の開催準備、国際交流事業関連の事前調査及び調整などを行って参ります。参加する高校生の記憶に残るような立派な大会となるよう、引き続き開催の周知を図るとともに、開会行事や各部門の開催準備を着実に進めて参ります。説明は以上となります。
教 育 長	ただいま、全国高総文祭推進室から報告事項４について、説明がありました。意見、質問はありますか。
廣 兼 委 員	令和１０年開催ということで、今の中学校２年生、３年生も、その時点で高校に入っていると思います。先日、高校の方で生徒業務別委員の募集がありまして、うちの子どもは高３なので該当しないんですけど、今の中２・中３の子どもたちも何らかの形で、大会実施までの企画運営に携わることができるのかなということで、何か予定はありますか。中学生が参加する予定、あるのであれば教えてください。
全国高総文祭推進室次長	現在の中学２年生、中学３年生、高校１年生がゴールデンエイジということで、令和１０年に高校生になるということになります。 現在の高校１年生につきましては、中心的な高校３年生になる段階ですので、中心的な役割を担うということが考えられます。もちろん現在の中学生についても、ゆくゆく高校に入学した後に、部門の方、また業務の方について、多くの参加をさせていただきながら、いろいろなアイディア、山口県らしい高校生の発想を生かした取り組みを考えておりますので、その辺りは参画をしていただきたいと思います。と思っています。 部門によっては、各地で県内大会が今年度から始まります。来年はプレ大会ということで、こちらも県内の大会が各部門にて行われます。その中で部門の方で参画できる範囲において、地元の中学生の参加、また協力をいただくという場面が出てくることは考えられます。具体的な内容については、また各部門の方で検討をされることになると思いますので、多くの中学生を含めた多くの子どもたちの参画をぜひお願いしたいと考えております。
廣 兼 委 員	ありがとうございます。中高で交流するっていうことが、学校以外にないかも知れないので、高校生の憧れとか、お兄さん、お姉さんが行っている高校がこういう高校なんだという情報も得ることができまので、ぜひ良い機会ですので、よろしくお願いします。

教 育 長	昨日、実行委員会の設立総会がありまして、私も会長として出席をいたしました。山口県大会では、生徒一人ひとりが全て主役になってその感性でありますとか、想像力を存分に発揮できるような場になるように取り組んでいきたいと思っておりますし、折角、山口県で開催をいたしますので、この機会に山口県の魅力やおもてなしの心、これを全国に発信できるような大会にしていきたいと思っております。 これから実行委員会も立ち上がりまして、2年間の短期決戦にはなりますが、準備が本格化してまいります。 開催するに当たりまして、大会に関係する全ての人の心に残る、素晴らしい大会になるよう、開催準備万全となるよう取り組んでまいりたいと思っております。委員の皆様方にも、是非ともお力添えをよろしくお願いいたします。
教 育 長	それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。
教 育 長	次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	次回の教育委員会会議は、令和8年7月23日（木）午後2時半を予定しております。よろしくお願いします。